

第2 消防用設備等の検査上の留意事項

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の検査は、次の事項に留意して実施すること。

- 1 原則として防火対象物の関係者及び試験結果報告書を作成した消防設備士の立会いを得て行うこと。その場合、関係者に対し、今後の消防用設備等の維持管理等（点検結果報告書の届出等）について十分説明を行うこと。
- 2 既に使用中の防火対象物の検査においては、当該対象物に存する者に対し、検査を行う旨を周知した後行うこと。
- 3 特例規定適用による防火対象物（共同住宅等）においては、配管の貫通部及び開口部間の距離等（建築構造上の要件）の確認のため、原則として中間検査を実施する。
- 4 スプリンクラー設備の送水口又は連結散水、送水管の送水口が設置されている対象物においては、送水口の位置及び埋設配管を確認するため原則として中間検査を実施する。
- 5 中間検査において、工事の状況に注意し、転倒・転落等の事故防止を図ること。なお、安全確保のためヘルメットの着用を義務付ける。